

石川県警察交通管制センター運営要綱の制定について

〔平成14年1月7日交規甲達第1号〕
警察本部長より部課署長あて

- 対号1 昭和48年3月26日付け発交企第68号「石川県警察交通管制センターの設置運営要綱の制定について（通達）」
対号2 平成4年10月9日付け交規発第1528号「広域交通管制要領の制定について（通達）」

県内の主要幹線道路における交通情報の収集、広報及び通報連絡体制の強化・確立を行い、交通渋滞を緩和して交通の安全と円滑を図るため「石川県警察交通管制センター運営要綱」を別添のとおり定め、平成14年2月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

石川県警察交通管制センター運営要綱

第1 目的

この要綱は、石川県警察交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

県内の道路交通状況を一元的に把握し、交通状況の変化に即応した交通の処理を行うため、交通部交通規制課に交通管制センターを置く。

第3 業務

交通管制センターは、次の業務を行うものとする。

- (1) 交通管制システムの調査、企画に関すること。
- (2) 交通事故、交通渋滞、交通公害等の交通環境問題の解決のため、最先端の情報通信技術を取り入れ、時代に合致するシステムの構築に関すること。
- (3) 交通情報の収集及び広報に関すること。
- (4) 交通管制システムによる信号機、交通情報板、監視用テレビ等の操作に関すること。
- (5) 交通管制システム機器材の維持管理に関すること。
- (6) その他特命事項に関すること。

第4 任務

勤務員は、金沢市内における交通状況及び県下全域における交通渋滞並びに交通規制の状況を常に監視し、交通管制システムの機能を活用するほか、迂回誘導、広報を講じ、交通混雑の防止と交通渋滞の早期解消を図ることを主たる任務とする。

第5 交通情報の種別

この要綱に規定する交通情報は、次に掲げる情報をいう。

1 交通障害情報

自然災害、異常気象、交通事故その他の事由に基づく道路の通行不能、通行の禁止及び制限に関する情報（道路使用情報を除く。）をいう。

2 道路使用情報

道路における工事若しくは作業又は競技会等の開催に伴う道路使用（以下「道路使用」という。）に関する情報をいう。

3 交通渋滞情報

交通渋滞（車両の過度集中、道路工事、事故等の事由により、道路上における車両の交通が滞り、速度がおおむね20 Km / h以下になっている状態をいう。）に関する情報をいう。

第6 交通情報の収集

1 警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「関係所属長」という。）は、警ら、交通指導取締り、交通整理及び日常の街頭活動を通じ、県内の交通情報の収集に努めるものとする。

2 関係所属長は、道路管理者及び道路交通に必要な情報を得られる関係機関と緊密な連携を保ち、県内及び隣接県の交通に影響を及ぼす交通情報の収集に努めるものとする。

3 交通管制センターは、関係所属長、道路管理者及び財団法人日本道路交通情報センター（以下「道路交通情報センター」という。）等と緊密な連携を保ち、交通情報の収集に努めるものとする。

第7 交通情報の通報連絡

1 関係所属長は、収集した交通情報を高速自動車国道においては「高速道路における交通情報の通報連絡基準」（別表1）、一般道路においては「一般道路における交通情報の通報連絡基準」（別表2）に基づき、「交通情報通報表」（別記様式1）により交通管制センターへファックスで通報連絡するものとする。

なお、急を要する場合は、電話又は無線で一報の後、前記要領で通報連絡すること。

2 前記1において、関係所属長は隣接警察署及び道路管理者等の関係機関へ通報する必要があると認める場合は、速やかに通報連絡するものとする。

3 交通管制センターは、収集した交通情報が別表1及び別表2に該当する場合は、石川県警察本部長に報告するとともに通報連絡先へ「広域交通管制情報の通報連絡表」（別記様式2）に基づき通報連絡するものとする。

第8 交通渋滞度

交通渋滞情報の報告に当たっては、次表に掲げる交通渋滞度によって行うものとする。

交通渋滞度	渋滞の長さ
-------	-------

1	300m以上500m未満
2	500m以上1Km未満
3	1Km以上

(1Km以上の場合には、およその渋滞の長さも報告)

第9 交通情報の広報

- 1 交通管制センターは、広報の必要があると認めるものについては、道路交通情報センター及び報道機関等の広報媒体を通じて連絡するとともに、交通管制システムの情報提供機器による広報に努めるものとする。
- 2 関係所属長は、収集した交通情報を積極的に広報するものとする。

第10 交通障害現場の措置

交通管制センター及び関係所属長は、交通障害及び交通渋滞が発生又は交通に支障を及ぼすことが予想される場合は、速やかに現場その他の交通要点へ警察官を配置し、通行の禁止又は制限、迂回誘導及び現場広報を行う等、交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講ずるものとする。

第11 迂回誘導、交通規制の協力要請

- 1 関係所属長は、他の警察署等から迂回誘導、交通規制の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。
- 2 交通規制課長は、通行の禁止・制限、道路使用又は交通渋滞について協力要請に関し必要があると認めるときは、関係所属長に対し、指示、連絡等を行うものとする。

また、交通規制が交通に著しい影響を及ぼすことが予想され、隣県に及ぶ広域的な場合は、警察庁、関係管区警察局及び関係都道府県警察に対し、迂回誘導、交通規制の協力要請を行うものとする。

- 3 交通規制課長及び関係所属長は、協力要請に応じた措置を適正、円滑に行うため、通行禁止・制限の場所、方法、迂回路等の計画をあらかじめ策定しておくものとする。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

別記様式 1

	課長	管理官	補佐	係長	主任	係
通報日時	年 月 日 時 分					
取扱者	発信者		着信者			
石川県警察本部長 殿						
警察署長・隊長						
交通情報通報表						
通報区分	A B C D					
交通情報の種別	交通障害情報		道路使用情報		交通渋滞情報	
1 発生(使用)日時						
自	年	月	日()	時	分頃から	
至	年	月	日()	時	分頃まで	
2 発生場所						
路線名						
区間	(上り線、下り線)					
場所						
3 規制内容						
(規制日時: 月 日 時 分 ~ 月 日 時 分) (原因・内容)						
4 交通障害解消の見通し						
不明 月 日 時 分 その他()						
5 迂回路	有・無 (路線名)					線
6 警察署(隊)措置状況						

7 協力要請事項
道路管理者等への通報() 道路管理者等の措置()
8 関連情報(交通障害・道路使用に伴う交通渋滞発生(予想)場所)
(場所・区間) (交通渋滞度・渋滞長)
9 参考事項

必要により位置図、現場付近の略図を添付すること。

別記様式 2

広域交通管制情報の通報連絡表

		区 分		A B C	
交通情報の種別	交通障害	道路使用		交通渋滞	
発生(使用)日時 (期 間)	平成 年 月 日 午 前 後 前 後	時	分	頃	から まで
発 生 場 所 等	道路区分	高速	自専	国道	
	(上り、下り線)				
	路 線 名		区 間	~	
規 制 内 容	開始日時	月 日	時 分	規制	時間
	解除日時	月 日	時 分	時間	分
	通行禁止 全面・車線 () 一方通行 () 最高速度 () タイヤチェーン等装着 ブース規制等 ()				
原因・内容等					
迂 回 路	有・無	路線名	線		
交通障害等解消 の見通し	月 日	時 分	頃	不明 その他	
協 力 要 請 事 項	道路管理者等への通報 () 道路管理者の措置 ()				
関 連 情 報	交通障害に伴う交通渋滞発生場所 (渋滞長) 道路使用に伴う交通渋滞発生場所 (渋滞長)				
参 考 事 項					

(都道府県 担当者 警電 -)

別表1

高速道路における交通情報の通報連絡基準

通 報 区 分		A	B	C	D
通 報 連 絡 先	関係所属長から	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長 ・関係警察署 ・道路管理者 			
	交通規制 課長から	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁 ・全管区 ・全府県警察 ・県下各警察署 ・関係行政機関 ・道路交通情報センター ・報道機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察庁 ・自管区 ・特に通報連絡を必要と認める管区、府県警察及びこれを管轄する管区 ・特に通報連絡を必要と認める警察署 ・関係行政機関 ・道路交通情報センター ・報道機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・自管区 ・特に通報連絡を必要と認める管区、府県警察及びこれを管轄する管区 ・特に通報連絡を必要と認める警察署 ・関係行政機関 ・道路交通情報センター ・報道機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に通報連絡を必要と認める隣接県警察 ・特に通報連絡を必要と認める警察署 ・関係行政機関 ・道路交通情報センター ・報道機関
交 通 情 報 の 種 別	交通障害情報	<ol style="list-style-type: none"> (1) 24時間を超える本線通行禁止(分離区間の片側通行禁止を含む。以下同じ。)が予想される場合 (2) 災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合 (3) 災害対策基本法に基づき、市町村長が警戒区域を設定し、又は解除した場合 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 3時間を超え、24時間以内の本線通行禁止が予想される場合 (2) 7日以上車線規制を実施する場合 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 1時間を超え、3時間以内の本線通行禁止が予想される場合 (2) 6時間以上6日以内の車線規制を実施する場合 	<p>A, B, C各通報以外の交通情報で、一般交通に影響を及ぼす事象が発生し、又は発生するおそれがある場合</p>
	道路使用情報	7日以上の本線通行禁止を必要とする場合(時間規制を含む)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 6日以内の本線通行禁止を必要とする場合(時間規制を含む) (2) 対面通行又は片側交互通行を必要とする場合 (3) 6時間以上の車線規制を7日以上実施する場合 (4) 道路使用の区間が2以上の府県にわたる場合 	6時間以上の車線規制を1日以上6日以内、実施する場合	
	交通渋滞情報	B又はC及びその他の渋滞で、渋滞の原因又は形態等が特異なもので社会的に大きな反響が予想される場合	30 Kmを超える渋滞長が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合	20 Km以上30 Km以内の渋滞長が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合	

注) 1 高速道路とは、高速自動車国道及び指定自動車専用道路をいう。

2 管区とは、管区警察局、警視庁及び北海道警察をいう。

別表 2

一般道路における交通情報の通報連絡基準

通 報 区 分		A	B	C	D
通 報 連 絡 先	関係所属長から	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長 ・関係警察署 ・道路管理者 			
	交通規制 課長から	<ul style="list-style-type: none"> ・県下各警察署 ・関係行政機関 ・道路交通情報センター ・報道機関 (自動車専用道路、又は2以上の県にまたがる国道の場合は、下記を加える。) <ul style="list-style-type: none"> ・警察庁 ・全管区 ・全府県警察 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に通報連絡を必要と認める警察署 ・関係行政機関 ・道路交通情報センター ・報道機関 (自動車専用道路、又は2以上の県にまたがる国道の場合は、下記を加える。) <ul style="list-style-type: none"> ・自管区及び隣接管区 ・自管区内の府県警察 ・関係府県警察 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に通報連絡を必要と認める警察署 ・関係行政機関 ・道路交通情報センター ・報道機関 (自動車専用道路、又は2以上の県にまたがる国道の場合は、下記を加える。) <ul style="list-style-type: none"> ・自管区 ・隣接管区及び関係府県警察 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関 ・道路交通情報センター ・報道機関 (自動車専用道路、又は2以上の県にまたがる国道の場合は下記を加える。) <ul style="list-style-type: none"> ・特に通報連絡を必要と認める隣接府県警察
交 通 情 報 の 種 別	交通障害情報	(1) 3日間以上全面通行禁止が続くことが予想される場合 (2) 災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法に基づき、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合 (3) 災害対策基本法に基づき、市町村長が警戒区域を設定し、又は解除した場合	6時間を超え、3日間以内の全面通行禁止が続くことが予想される場合	(1) 2時間を超え、6時間以内の全面通行禁止が予想される場合 (2) 通常、冬期間に積雪等がない道路において、積雪等のため、1時間以内の通行禁止が行われた場合	A, B, C各通報以外の交通情報で、一般交通に影響を及ぼす事象が発生し、又は発生するおそれがある場合
	道路使用情報	B又はC及びその他の道路使用許可で社会的に大きな反響が予想される場合	(1) 6時間を超え、全面通行禁止を伴う工事等が行われる場合 (2) 3日間を超える車線規制又は交互通行が行われる場合	30分以上6時間以内の全面通行禁止が行われる場合	
	交通渋滞情報	B又はC及びその他の渋滞で、渋滞の原因又は形態等が特異なもので、社会的に大きな反響が予想される場合	30 Kmを超える渋滞長が1時間以上継続し、又は継続することが予想される場合	10 Kmを超え、30 Km以内の渋滞長が3時間以上継続し、又は継続することが予想される場合	

- 注) 1 一般道路とは、自動車専用道路、国道、主要地方道、県道及びその他の有料道路とする。
 また、一般道路以外であっても、交通障害や交通渋滞により交通管理上の影響を及ぼす場合及び、その障害等が一般道路に関連する場合は、一般道路に準ずる。
- 2 管区とは、管区警察局、警視庁及び北海道警察をいう。